

積算基準	土木
現場中間検査	要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市東山区大橋町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	三条大橋補修工事（その4）			
工 期	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで			
事業課（所）名	橋りょう健全推進課	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	73.3
桁補強材製作工	式	1	防鳥ネット取付工	m2	600
ひび割れ補修工	構造物	1	断面修復工	構造物	1
剥落防止工	m2	466	当て板補修工	式	1

施 工 理 由

本件は、「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づき、三条大橋において老朽化修繕および耐震補強を行うことにより、安心・安全な市民生活の実現に向けた道路ネットワークの確保を図るものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年5月	
歩掛適用年月	2025年5月	
基準適用年月	2025年5月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	本附帯工事	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	12:橋梁保全工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－1	1.4
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－1	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

設計内訳（略称）	工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	摘要
(1)	工場製作工	桁補強材製作工	製作加工	鋼材規格:SS400、PL、防食下地処理、現場着単価		t	5,000,000	管理費区分:5 一般管理費のみ対象とする
(1)	工場製作工	桁補強材製作工	製作加工	鋼材規格:SS400、FB、防食下地処理、現場着単価		t	9,000,000	管理費区分:5 一般管理費のみ対象とする
(1)	工場製作工	桁補強材製作工	製作加工	鋼材規格:SS400、山形鋼、防食下地処理、現場着単価		t	6,730,000	管理費区分:5 一般管理費のみ対象とする
(1)	橋梁補修工	ひび割れ補修工	殻運搬(運搬距離L=9.4km)	殻種別:コンクリート(無筋)、積込工法区分:人力積込		m3	6,323	
(1)	橋梁補修工	断面修復工	殻運搬(運搬距離L=9.4km)	殻種別:コンクリート(無筋)、積込工法区分:人力積込		m3	6,323	
(1)	現場塗装工	橋梁塗装工(Rc-I塗装系)	素地調整(Rc-I塗装系)	素地調整種類:1種ケレン(循環式ブラスト処理)		m2	11,090	
(1)	現場塗装工	橋梁塗装工(Rc-I塗装系)	廃材回収・選別・積込	廃材種別:ケレンかす及び研削材		m2	2,971	
(1)	現場塗装工	運搬・処理工	廃材運搬(運搬距離京都市～神戸市)	廃材種別:ケレンかす(防護服及びシート類含む)、10tトラック		回	80,000	
(1)	現場塗装工	運搬・処理工	廃材処分	廃材種別:ケレンかす(防護服及びシート類含む)、鉛・六価クロム基準値10倍以下		m3	80,000	管理費区分:T
(1)	仮設工	足場工	橋梁点検車	BT-200		日	223,200	
(1)	仮設工	暴露防止対策工	負圧集塵装置(参考数量)	160m3/min		構造物	813,700	
(1)	仮設工	暴露防止対策工	真空掃除機(参考数量)			構造物	272,400	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

設計内訳（略称）	工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価（円）	摘要
（１）	仮設工	暴露防止対策工	エシャワー（参考数量）			構造物	489,000	
（１）	仮設工	暴露防止対策工	セキリテイルム（参考数量）			構造物	250,000	
（１）	共通仮設費	安全費	鉛等呼吸用保護具等費用（参考数量）			式	3,088,000	
（１）	共通仮設費	技術管理費	塗膜溶出量試験費	試験項目：鉛、検体数：1		式	12,800	管理費区分：9 全ての間接費の対象にしない
（１）	共通仮設費	技術管理費	塗膜溶出量試験費	試験項目：六価クロム、検体数：1		式	22,000	管理費区分：9 全ての間接費の対象にしない
（２）	橋梁付属物工	落橋防止装置工	落橋防止装置（G1・G9）	FRAC（改）同等品以上		組	604,700	
（２）	橋梁付属物工	落橋防止装置工	落橋防止装置（G2～G6）	FRAC（改）同等品以上		組	742,300	

見積参考資料

積算に準用した市販図書等の積算基準は下表のとおりです。

準用積算基準		発行機関	計上した細別	備考
図書名	発行年月等			
橋梁架設工事の積算 橋梁補修補強工事積算の手引き	令和6年度版	(一社) 日本建設機械 施工協会	吊足場 (参考数量)	

設計内訳書 (1)

工事名	三条大橋補修工事（その4）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
橋梁保全工事		式	1				
工場製作工		式	1				
桁補強材製作工		式	1				
製作加工	鋼材規格:SS400、PL、防食下地処理、現場着単価	t	0.02				一般管理費のみ対象とする
製作加工	鋼材規格:SS400、FB、防食下地処理、現場着単価	t	0.004				一般管理費のみ対象とする
製作加工	鋼材規格:SS400、山形鋼、防食下地処理、現場着単価	t	0.03				一般管理費のみ対象とする
ボルト・ナット (S10T M22×55)	ボルト・ナット種類:T.C.B	組	14				一般管理費のみ対象とする
ボルト・ナット (S10T M22×60)	ボルト・ナット種類:T.C.B	組	18				一般管理費のみ対象とする
ボルト・ナット (S10T M22×65)	ボルト・ナット種類:T.C.B	組	2				一般管理費のみ対象とする
ボルト・ナット (F10T M16×50)	ボルト・ナット種類:H.T.B	組	8				一般管理費のみ対象とする
ボルト・ナット (F10T M16×60)	ボルト・ナット種類:H.T.B	組	2				一般管理費のみ対象とする
ボルト・ナット (F10T M16×65)	ボルト・ナット種類:H.T.B	組	18				一般管理費のみ対象とする
ボルト・ナット (F10T M16×75)	ボルト・ナット種類:H.T.B	組	1				一般管理費のみ対象とする

設計内訳書 (1)

工事名	三条大橋補修工事（その4）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工場純工事費		式	1				
（工場製作原価）		式	1				
橋梁保全工事		式	1				
橋梁付属物工		式	1				
防鳥ネット取付工		式	1				
桁下パネル撤去		m2	600				（概）
防鳥ネット取付	ネット規格：C-10・ポリプロピレン製・角目20mm目合、固定具設置面清掃及び固定具設置（材工共）含む	m2	600				（概）
現場発生品運搬 （運搬距離 L=5.6km）	トラック機種：クレーン装置付4～4.5t級、吊能力2.9t、片道運搬距離：7.0km以下、積込・荷卸し含む	t	16.06				（概）
スクラップ	ペーパーH1	t	-16.06				
橋梁補修工		式	1				
ひび割れ補修工		式	1				
充てん工法	1構造物当り補修延べ延長：81.6m, 材料種類：2成分形ポリウレタン系シーリング材	構造物	1				
低圧注入工法	1構造物当り補修延べ延長：25m未満, 材料種類：BLKラット同等品以上	構造物	1				

設計内訳書（1）

工事名	三条大橋補修工事（その4）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
人力積込	土質等区分:コンクリート塊	m3	0.01				
殻運搬 (運搬距離 L=9.4km)	殻種別:コンクリート（無筋）、積込工法区分:人力積込	m3	0.01				
殻処分	殻種別:コンクリート（無筋）	m3	0.01				
断面修復工		式	1				
左官工法	1構造物当り修復延べ体積:2.35m3, 材料種類:ポリアセメントモルタル, 鉄筋ゲレン・鉄筋防錆処理:有り	構造物	1				
人力積込	土質等区分:コンクリート塊	m3	2				
殻運搬 (運搬距離 L=9.4km)	殻種別:コンクリート（無筋）、積込工法区分:人力積込	m3	2				
殻処分	殻種別:コンクリート（無筋）	m3	2				
剥落防止工		式	1				
下地処理工		m2	466				(概)
プライマー工	ポント°VMクリアプライマー同等品以上	m2	466				(概)
仕上げ塗布工	ポント°VMクリア同等品以上	m2	466				(概)
当て板補修工		式	1				

設計内訳書 (1)

工事名	三条大橋補修工事 (その4)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
芯出し調整工		m2	1				(概)
鋼桁孔明工	材質:SS400、板厚:t≤30、姿勢:水平及び下向き	本	63				(概)
補強部材取付工	1部材当り平均質量:G≤20kg	部材	22				(概)
高力ボルト本締工		本	63				(概)
ビニール仕上げ工		本	34				(概)
不陸整正工	パテ材:ラスタフE1110同等品以上	m2	0.2				(概)
弾性シール工	シール材:MSコーキングノブリートLM同等品以上	m	14				(概)
現場塗装工		式	1				
橋梁塗装工 (Rc-I 塗装系)		式	1				
素地調整 (Rc-I 塗装系)	素地調整種類:1種クレン(循環式プラスト処理)	m2	1,530				
廃材回収・選別・積込	廃材種別:クレンかす及び研削材	m2	1,530				
防食下地 (Rc-I 塗装系)	塗装種別:有機シソクリッチペイント(1層)スプレー、塗装箇所:主桁等、塗装回数:1回	m2	1,530				
下塗 (Rc-I 塗装系)	塗装種別:弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)スプレー、塗装箇所:主桁等、塗装回数:1回	m2	1,530				

設計内訳書（1）

工事名	三条大橋補修工事（その4）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
中塗 (Rc-I 塗装系)	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 スプレー 淡彩 、塗装箇所:主桁等、塗装回数:1回	m2	1,530				
上塗 (Rc-I 塗装系)	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩、 塗装箇所:主桁等、塗装回数:1回	m2	1,530				
橋梁塗装工 (F-11 塗装系)		式	1				
素地調整 (F-11 塗装系)	継手部素地調整、動力工具処理	m2	1				(概)
下塗 (F-11 塗装系)	塗装種別:ミストコート、変性エポキシ樹脂塗料(1層)、塗 装箇所:高力ボルト連結部、塗装回数:1回	m2	1				(概)
下塗 (F-11 塗装系)	塗装種別:超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層)、 塗装箇所:高力ボルト連結部、塗装回数:1回	m2	1				(概)
中塗 (F-11 塗装系)	塗装種別:ふっ素樹脂塗料 淡彩、塗装箇所:高力ボ ルト連結部、塗装回数:1回	m2	1				(概)
上塗 (F-11 塗装系)	塗装種別:ふっ素樹脂塗料 淡彩、塗装箇所:高力ボ ルト連結部、塗装回数:1回	m2	1				(概)
運搬・処理工		式	1				
廃材運搬 (運搬距離 京都市～神戸市)	廃材種別:ケレンかす(防護服及びシート類含む)、10tエコ ック車	回	1				
廃材処分	廃材種別:ケレンかす(防護服及びシート類含む)、鉛・六 価クロム基準値10倍以下	m3	9				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				

設計内訳書 (1)

工事名	三条大橋補修工事（その4）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	96				
足場工		式	1				
吊足場 （参考数量）	吊足場タイプ：A3、供用月数6.2箇月、プラスチック養生シート含む	m2	1,230				
橋梁点検車	BT-200	日	18				
暴露防止対策工		式	1				
負圧集塵装置 （参考数量）	160m3/min	構造物	1				
真空掃除機 （参考数量）		構造物	1				
エアシャワー （参考数量）		構造物	1				
セキュリティーム （参考数量）		構造物	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の28.7%以内		式	1				(概)を参照

設計内訳書 (1)

工事名	三条大橋補修工事（その4）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
安全費		式	1				
鉛等呼吸用保護具等費用 （参考数量）		式	1				内 1号
技術管理費		式	1				
塗膜溶出量試験費	試験項目：鉛、検体数：1	式	1				内 2号 全ての間接費の対 象にしない
塗膜溶出量試験費	試験項目：六価クロム、検体数：1	式	1				内 3号 全ての間接費の対 象にしない
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				

設計内訳書 (1)

工事名	三条大橋補修工事（その4）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
（現場原価）		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書 (2)

工事名	三条大橋補修工事 (その4)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
橋梁保全工事		式	1				
橋梁付属物工		式	1				
落橋防止装置工		式	1				
落橋防止装置 (G1・G9)	FRAC(改)同等品以上	組	2				
落橋防止装置 (G2～G6)	FRAC(改)同等品以上	組	5				
芯出し調整工		組	7				(概)
ピン孔明工		本	14				(概)
部材取付工		組	7				(概)
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の24.7%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				

設計内訳書 (2)

工事名	三条大橋補修工事（その4）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	鉛等呼吸用保護具等費用 (参考数量)							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	鉛等呼吸用保護具等費用		式	1				
	合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	塗膜溶出量試験費		試験項目：鉛、検体数：1					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	塗膜溶出試験費（鉛）		検体	1				
	合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	塗膜溶出量試験費		試験項目：六価Cr ⁶⁺ 、検体数：1						
	名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	塗膜溶出量試験費（六価Cr ⁶⁺ ）			検体	1				
	合計								

特記仕様書（個別工事編）

工事名 三条大橋補修工事（その４）

工事場所 京都市東山区大橋町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」

において、加対象となる。

第4条（前払金）

- 1 設計内訳書（1）及び同（2）の前払金は各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、中間前払金は同様に20%以内とする。
- 2 前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。
※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）
- 3 各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は、概ね次のとおりとする。

設計内訳書（1）

支払限度額の割合

令和7年度 45.9%

令和8年度 54.1%

出来高予定額の割合

令和7年度 51.0%

令和8年度 49.0%

設計内訳書（2）

支払限度額の割合

令和7年度 40.5%

令和8年度 59.5%

出来高予定額の割合

令和7年度 45.0%

令和8年度 55.0%

※ 各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事は、三条大橋の老朽化修繕及び耐震補強を行うものであり、工期内に工事が完了するよう、適切な工程管理を行う必要がある。
なお、工事着手前に監督職員へ実施工程を提出し、了承を得てから施工すること。
- 2 河川内施工期間は河川非出水期間（10/16～6/15）を原則とする。本期間を超過する河川内施工については一切認めず、次期非出水期まで工期延期するか、または工期延期せずに工事内容の減額変更を行うものとする。
- 3 事前調査で桁の塗膜に基準値を超える量の鉛及び六価クロムが含まれていることが判明しており、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平成26年5月30日、厚生労働省よる通達）に係る「塗装の剥離等作業を請け負う事業

者について」の記載事項を理解し、遵守すること。

- 4 ケレンかす(防護服及び防護シート類等含む)に含まれる鉛の溶出量は3.0mg/ℓを想定しているが、溶出量試験の結果に応じて処分費を変更する。

第2条(工事規制)

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、観光規制に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守し、下表に示す期間内においては、歩道・車道の通行規制をとまなう工事を原則実施してはならない。なお、各規制期間内に作業を実施しなければならない場合については、監督員と協議すること。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路 準幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
観光規制	道路工事規制図に記載する地域及び路線	4月1日～5月15日 10月の最終土曜日 ～11月の最終日曜日 (ただし、12月1日が土曜・日曜の場合は12月最初の日曜日まで)	規制期間中は、原則として工事を中止すること
祇園祭規制	道路工事規制図に記載する地域	7月10日～7月25日	規制期間中は、全面的に工事を注視すること

- 2 本工事箇所は10月22日に開催される時代祭のルートとなっているため、当日までに施工箇所周辺の清掃を行い、当日は全面的に工事を中止すること。

第3条(交通誘導警備員)

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
三条大橋	2名	交通誘導警備員B 2名	昼間	無し

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置

するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（現場中間検査）

- 1 本工事は、現場中間検査の対象工事とし、実施回数は1回以上とする。
- 2 検査の対象工種及び実施時期は、完成、既済の検査時期及び当該工事の主要工種並びに施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等を考慮し、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。
- 3 現場中間検査の検査日時等については、受注者の意見を聞いて監督職員が通知するものとする。
- 4 現場中間検査に要する費用は受注者の負担とする。

第2条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
防鳥ネット取付工	防鳥ネット取付	防鳥ネット（C-10、角目 200mm 目合）
ひび割れ補修工	充てん工法	2 成分形ポリウレタン系シーリング材
	低圧注入工法	注入器具、シール材、エポキシ樹脂注入材
断面修復工	左官工法	ポリマーセメントモルタル
剥落防止工	プライマー工 仕上げ塗布工	プライマー、仕上材
当て板補修工	補強部材取付工	鋼板（SS400）各種
	高力ボルト本締工	六角ボルト、高力ボルト各種
	不陸整正工	不陸整正用パテ材
	弾性シール工	シール材
橋梁塗装工 （Rc- I 塗装系）	下塗～上塗	塗装材料（Rc- I）
橋梁塗装工 （F-11 塗装系）	下塗～上塗	塗装材料（F-11）
落橋防止装置工	落橋防止装置	落橋防止装置、取付プレート、取付ボルト

第3条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第4条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
断面修復工	左官工法	劣化コンクリート除去状況、防錆処理状態、施工完了後の状況、空袋確認
当て板補修工	現場孔明工	現場孔明完了後（削孔径）の状況
	高力ボルト本締工	締付け軸力試験
橋梁塗装工	素地調整	素地の確認
落橋防止装置工	ピン孔明	現場孔明完了後（削孔径）の状況
補修・補強工全般		吊足場撤去前の施工完了状況

第5条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書を必要としない）。

第6条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度等	備考
ひび割れ 補修工 (低圧注入工法)	シール材の 施工箇所	コンクリート表 面の含水率	8%以下、 施工日ごと	
断面修復工	ポリマーセメント モルタル	圧縮強度試験	24N/mm ² 、 施工単位ごと	1 週・4 週を 各 3 個
		コンクリート との付着性	1.5N/mm ² 以上、 施工単位ごと	
		コンクリート 表面の含水率	8%以下、 施工日ごと	

4 建設副産物に関する事項

第 1 条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成 23 年 4 月 1 日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成 16 年 4 月 1 日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のある A、B 2、D、E 票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区下鳥羽上向島町 87-12、87-13	設計運搬距離 L = 9.4km
ケレンかす (防護服及びシート類 等含む)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 兵庫県神戸市西区岩岡町野中宇福吉 5 4 0 番地の 6	設計運搬距離 (京都市内)～ (神戸市内)

2 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH1)	京都市南区上鳥羽鉾立町 4	設計運搬距離 L = 5.6km

第 2 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 1 7 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 1 8 条に基づき、以下の事項を別に定める 1 8 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、1 8 条に基づく報

告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和6年2月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和6年2月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第3条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定する

こと。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第4条（発注者指定型における遠隔臨場の実施）

本工事は遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4）成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第5条（鉛・PCB等の適正処理）

1 鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における健康障害防止について

「鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における労働者の健康障害防止について」平成26年5月30日に厚生労働省から通達が出されており、塗装の剥離等作業を請け負う事業者についての記載事項を遵守すること。

2 溶出試験について

含有量試験の結果、塗料中の有害物の含有量が、上表の判定基準値を超過する場合は、当該有害物に関する溶出試験を実施すること（ただし、PCBは除く。）。

溶出試験の方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示13号）に準ずるものとする。溶出試験の結果は、速やかに監督職員へ報告するとともに、特別管理産業廃棄物の判定基準値（廃棄物処理法施行規則第1条の2）を超過する場合は、適正な処分方法等について監督職員と協議すること。

なお、溶出試験に要する費用については設計変更の対象とする。

3 PCBについて

PCBが検出された場合は、PCB廃棄物は譲渡し及び譲受けが禁止されているため、本市が排出事業者となる。排出事業者を除き、PCB廃棄物の運搬について許可を得た者でなければ運搬することができないため、運搬について監督職員と協議すること。

なお、運搬等に要する費用について、設計変更の対象とする。

第6条（工事の周知徹底）

1 請負者は、工事着手2週間前を目途として工事区間周辺に工事予告看板設置するとともに、「工事のお知らせ」等のビラを配布し、関係機関・周辺住民等に工期、通行止め等規制の期間及び現場責任者氏名並びに連絡先等の周知を図らなければならない。

2 請負者は、夜間工事又は通行規制等（以下「夜間工事等」という。）を行う場合及び必要がある場合には、事前に監督職員の承諾を得ること。また、着手前に「夜間工事等のお知らせ」等のビラを配布し、関係機関・周辺住民等に夜間工事等の周知を図らなければならない。また、夜間工事のみでなく工事全般において、騒音や振動等の住民からの苦情がないように勤めるとともに、苦情が発生した場合は誠意をもって請負者において処理するものとする。

3 上記ビラ等について、関係機関・周辺住民等へ配布後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに再配布するものとする。

4 配布先については、監督職員と協議すること。

第7条（現場塗装）

1 現場塗装部については『鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）』（（社）日本道路協会）に従うこと。

2 塗装仕様の品質管理については監督職員の指示に従うこと。

3 現場塗装の状況が資料で確認できるように、周辺環境や塗装時間等の記録、写真を提出すること。

4 足場上方の空き部分の養生等により、ケレンダストの飛散防止対策を十分に行うこと。

- 5 ケレン後は、ケレン全箇所について腐食等に伴う鋼材の減肉や断面欠損等の有無や損傷量を調書に整理し、監督職員に報告し、確認を得ること。鋼材の減肉や断面欠損等が確認された場合は、補修補強の要否や方法等について、監督職員と協議すること。
- 6 塗装を行うにあたり支障となる占用物件がある場合は、工事施工計画時より占用者と綿密に協議、調整を行い、必要な処置を行うこと。

第8条（桁下面補修）

1 一般事項

河川上及び遊歩道上での作業であるため、粉塵等の飛散防止と処理対策を十分行うこと。

2 断面修復

（1）品質規格

断面修復材は次表を満足するものでなければならない。

左官工法による断面修復材の品質規格

試験項目	試験体の履歴条件	基準値	試験方法
硬化時間 ※	—	固化時間は1時間以上であること。	JIS R5201
断面修復材の外観(塗装なし)	温冷繰り返し試験後	均一でわれ、はがれ、ふくれのないこと。	JIS A6909
硬化収縮性		硬化収縮率は0.05%以下であること。また、硬化に伴う発熱による反りかえりが無いこと。	JIS A1129-3
熱膨張性	硬化収縮試験後	断面修復材の熱膨張係数は、 $2.0 \times 10^{-5}/^{\circ}\text{C}$ 以下であること。	JIS K6911
コンクリートとの付着性	湿潤時	コンクリートと断面修復材との付着強度は1.5N/mm ² 以上であること。	JIS A6909
	耐アルカリ試験後		
	温冷繰り返し試験後		
塗装塗膜との付着性	温冷繰り返し試験後	塗膜と断面修復材との付着強度は、1.0N/mm ² 以上であること。	
圧縮強度	—	24N/mm ² 以上であること。	JIS R5201

※ この条項については、施工条件を勘案の上、必ずしも基準値を満足する必要があるものと判断される場合には、参考値として取り扱うことができるものとする。

（2）施工

- 1) 使用する材料は、施工時の天候、温度、湿度、修復面の状態、塗り間隔等に適したものでなければならない。
- 2) コンクリート表面にレイタンス、塵埃、油脂類、塩分等が付着していたり、脆弱部があると、プライマーの接着性能に悪影響を及ぼすことが多いため、これらの有害物は完全に除去しなければならない。
- 3) レイタンスや付着塩分および脆弱部の除去は、一般にディスクサンダーやサンドブラスト等を使用して行い、塵埃の除去にはコンプレッサーで清掃するのが効率的である。
- 4) 油脂類の除去はシンナーで拭き取ることが一般的である。

- 5) コンクリート表面が濡れていたり、湿っている場合には、プライマーの接着性能に悪影響を及ぼすことが多いため、コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以下であることを確認しなければならない。
- 6) コンクリートの表面温度が40℃以上であると、表面に塗布した材料が発泡したり、変質した悪影響を及ぼすことが多いため、40℃以上の場合は作業を中止するか、日光を遮蔽するなどして40℃以下になってからでなければ作業してはならない。
- 7) 材料を使用する前に、その種類や配合が仕様書を満足していることを確認しなければならない。
- 8) 反応硬化(固化)する材料で、可使時間(固化時間または凝固開始時間)を超えた材料は使用してはならない。
- 9) 材料の使用量は、空き缶数量検査等により標準使用量を満足しなければならない。
- 10) 工程ごとに使用した材料の所定の硬化(固化)状況を確認した後でなければ、次の工程に移ってはならない。
- 11) 断面修復部においては、ハツリ端部の形状がフェザーエッジとならないよう10mm程度のカッター目地を入れた後にハツリ作業を行うものとする。

3 鉄筋防錆剤

(1)品質規格

防錆処理材の規格は次表を満足するものでなければならない。

要求性能	試験項目		基準値	試験方法
防錆性	防せい性試験	処理部	防せい率 50%以上	鉄筋コンクリート補修用防せい材の品質基準(案) ^{注1} を標準
		未処理部	防せい率 -10%以上	
鉄筋との付着性	鉄筋に対する付着強さ		7.8N/mm ² 以上	
コンクリートとの付着性	耐アルカリ性		塗膜に異常が認められないこと	

注1) 日本建築学会 鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断および補修指針(案)・同解説付1.3。

(2)施工

ワイヤーブラシやサンドブラスト等で錆落としをした鉄筋は発錆しやすい状態にあるため、錆落とし後2時間以内を目途に鉄筋防錆材を塗布しなければならない。

また、使用する鉄筋防錆剤に適した使用方法で施工し、均一に塗布しなければならない。

4 ひび割れ補修工

- 1) ひびわれ注入材の取り扱いに際しては安全対策に注意すること。材料の種類によっては溶剤を含むものがあり、火気に対する安全・衛生(換気等)に注意する。
- 2) ひびわれ注入材の保管は直射日光を避け冷暗所で行うこと。
- 3) 施工時の温度により可使時間が変化するので十分注意すること。可使時間を過ぎた材料は使用してはならない。
- 4) 二液タイプの材料は、主剤と硬化剤の適正な混合量を守り混合攪拌を正しく行うこと。一度混合

した材料は残らないよう使い切り、混合する前の使い残したものは密閉して保管する。

- 5) ひびわれ注入材が所定の強度を発現するまで、雨水の進入防止、適正な温度管理、衝撃の防止等、適正な養生を行なわなければならない。
- 6) 施工中に雨のかかる場所での作業は、中止するかシートをかけ養生して行うこと。
- 7) ひびわれ注入材は原則として5～30℃の範囲内で使用すること。気温が低下すると硬化が著しく遅くなるので(常温で1～2日養生)、5℃以下では必要温度を確保するよう適切な処置を行い施工しなければならない。
- 8) コンクリート表面にレイトンス、塵埃、油脂類、塩分等が付着し、脆弱部があると、ひびわれシール材の接着性能に悪影響を及ぼすことになるため、これらの有害物は完全に除去しなければならない。
- 9) コンクリート表面が濡れて、湿っている場合には、ひびわれシール材の接着性能に悪影響を及ぼすことになるため、コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以下であることを確認しなければならない。
- 10) 材料を使用する前に、その種類や配合が仕様書を満足していることを確認しなければならない。
- 11) 材料の使用量は、空き缶数量検査等により標準使用量を満足しなければならない。
- 12) 工程ごとに使用した材料の所定の硬化(固化)状況を確認した後でなければ、次の工程に移ってはならない。

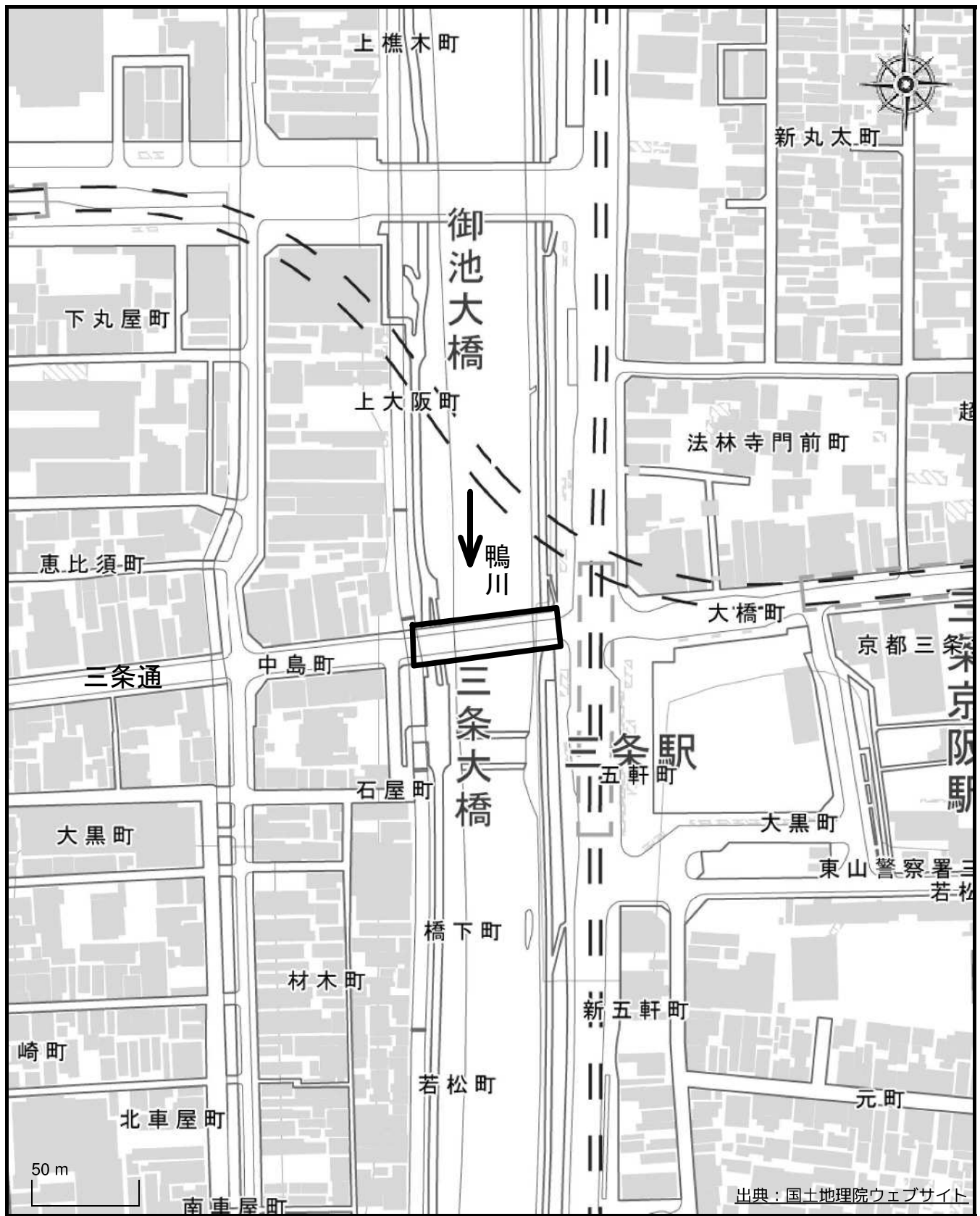
第11条（その他特記事項）

- 1 請負契約決定後直ちに本市担当職員(監督職員)に連絡し着工日の指示を受けるとともに、着工までに施工計画をたてて監督職員の承認を受けること。
- 2 本工事施工期間中、現場代理人は、常時連絡が取れる体制を取ること。
- 3 本工事の施工に伴い、占有企業者とは、緊密な協議を行い円滑な工事進捗を図ること。
- 4 工事による振動で水道管内の上水が濁ることがあるため、注意して施工すること。また、工事より問題が発生した場合は請負者の責において対応し、監督員に報告すること。
- 5 工事箇所付近にある営業店舗等については、工事施工時間及び日時について連絡を密にして、営業に支障が起らないように十分に配慮して作業を行うこと。施工上でのトラブルが生じた場合には、請負人の責任において処理し、監督員に報告すること。
- 6 地元関係者(官公庁等も含む)との協議、施工区域、施工時間、施工日等に関する事項については、請負者の独自の判断で施工してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- 7 他の企業者・事業者工事と本工事とが影響する場合は、工程計画等について十分調整を図るとともに監督職員の指示に従うこと。
- 8 工事に支障となる添架物または障害物がある場合は、関係機関と協議し、撤去または移設しなければならない。添架物の施工中の養生方法については、施工者の責において占有企業者と十分に調整すること。また、関係機関との協議に必要な資料を作成し、協議により了解を得てから施工を実施すること。
- 9 請負者は、本工事施工中に民地内に立ち入る必要が生じた場合は、事前に所有者の承認を得なければならない。
- 10 請負者は、施工に際して民有又は官有の施設を破損した場合は、請負者の費用負担で現状に復

旧しなければならない。

- 11 近接する他工事がある場合には、相互に円滑で安全に工事が行えるように調整すること。
- 12 道路の規制については、関係機関等と十分協議のうえ、規制計画を策定すること。歩行者、自転車等の安全に十分配慮して計画すること。
- 13 本工事において、交通供用状態下での既設部材に対して補修・補強を行うため、作業手順に留意し、第三者災害が生じないように十分な安全対策を図ること。
- 14 施工前に躯体の実寸法等を測定し、設計図面との相違を確認すること。相違がある場合、実寸法を正として、設計に反映させなければならないため、監督員と協議を行うこと。
- 15 ごみ収集作業等に協力し、付近住民に迷惑をかけないこと。
- 16 施工時に木製高欄及び雨覆板（木製桁隠し）に影響がないように留意して施工すること。特に雨覆板取付金物の塗装塗替え時におけるケレン作業及び塗装時において、雨覆板（木製桁隠し）に影響が生じないように、確実に養生を行うこと。万一、当該構造物に変形、裂傷、塗料の付着等の影響が生じた場合は、速やかに監督員に報告し、受注者の責において復旧すること。
- 17 作業上、鴨川の遊歩道を使用する際は、河川管理者である京都府京都土木事務所の許可を受けなければならないため、施工計画図等、許可申請に必要な資料を適宜作成すること（許可を受けた作業に伴う仮置きや、河川内への資機材の設置も河川管理者の許可が必要となる）。
- 18 現場周辺は昼夜を問わず多くの人が集まるため、通行人の安全を最優先に作業すること。また、作業中の安全対策だけでなく、作業休止時の立入防止対策にも留意すること。
- 19 現場周辺は外国人も多く通行するため、橋面上を占用する場合は多言語に対応した看板等を設置し、歩行者の安全確保を行うこと。
- 20 現場周辺は景観に留意する必要がある地域であるため、吊足場用のパネルや防災シート等について、景観を重視したもの（汚れや錆が付着しておらず、派手な色調でないもの）を選定し、使用する材料について監督員の承認を得ること。
- 21 作業中だけでなく、作業休止時の足場内を含め、特に歩行者から見える範囲において、資機材の整理整頓に努めること。

位置図（三条大橋）



1 / 2500

施工箇所：京都市東山区大橋町他地内
路線名：三条通